

## 2027年大学間交流協定に基づく学生交流（短期派遣）の募集について

### 1. 目的

国際的に活躍できる人材の育成を推進するために、大学間交流協定に基づく学生の派遣を行い、異なる文化的・学術的環境において学ぶ機会を提供することにより、学生の国際交流を深めることを目的とする。

### 2. 派遣先・派遣期間（予定）

- (1) 上海体育大学（中国） 2027年2月～2028年1月 または半期
- (2) 天津体育学院（中国） 2027年2月～2028年1月 または半期
- (3) 国立体育大学（台湾） 2027年2月～2028年1月 または半期
- (4) 韓国体育大学校（韓国） 2027年3月～2028年2月 または半期

※受入日、宿舍、履修方法、その他の条件は、各協定校の指示に従うものとする。

※韓国体育大学校は、学生寮改修工事の影響により、交換留学生受入れについて検討中のため、受入れの可否について今後変更となる可能性がある。

※半期の留学を希望する場合は、春学期または秋学期を選択できる（春学期：2月下旬～7月／秋学期：9月～翌年1月）。

※外務省海外安全ホームページの「海外安全情報」がレベル1以下（感染症危険情報を含む）となっていることを派遣の条件とする。

### 3. 派遣学生数

協定校1大学あたり2名以内とする。

### 4. 派遣学生の条件

派遣開始時期において、正規の課程に在籍する学部生及び大学院生（外国人留学生は除く。）で、次の(1)から(3)に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 留学の目的及び計画が明確で、留学による効果が期待できる者
- (2) 協定校への留学を強く希望しており、学業成績が優秀で異文化を理解でき、人格等に優れている者
- (3) 語学力について、日常生活が可能な程度あるいは簡単な日常会話及び英語での日常会話ができる者。ただし、韓国体育大学校については、韓国語能力試験（TOPIK）3級以上を有していること。

### 5. 募集期限

2026年9月11日（金）

### 6. 応募方法

以下のものを、国際・学術情報課国際交流係へ募集期限内に提出する。

- (1) 大学間交流協定に基づく学生交流（短期派遣）申込書〔別記様式1〕
- (2) 推薦書〔別記様式2〕
- (3) 保証人の同意書〔別記様式3〕
- (4) 成績通知書又は成績証明書〔直近のもの〕
- (5) パスポートのコピー（既に取得している者のみ）
- (6) （韓国体育大学校希望者のみ）韓国語能力試験の成績証明書

## 7. 選考方法

応募者に対して書類審査、成績評価及び面接を実施の上、派遣内定者を決定する。

## 8. 遣期間中の身分等

- (1) 本籍は鹿屋体育大学にあり、派遣期間中の在籍身分は「留学」とする。
- (2) 留学期間は在学期間に算入する。
- (3) 授業料は、本学に納付することにより協定校では不徴収となる。  
なお、協定校への入学料の納付は不要。
- (4) 派遣先大学で修得した単位は、本学の単位互換制度に基づき別途審議の上、認定を受けることができる。

## 9. 派遣学生に対する支援

- (1) 交換留学に関し、事前にオリエンテーションを実施し、趣旨を理解させる。
- (2) 本件申し込み時に本学における今後の修学条件、履修計画等について確認・理解させ、帰国後の修学、卒業等がスムーズに行えるように配慮する。
- (3) 留学中は履修及び生活について定期的に状況を報告させるとともに、必要に応じて指導・助言を行う。
- (4) 派遣学生には、渡航支援として奨学金を給付する。ただし、派遣学生が複数いる場合は別途選考を行い、支給者を決定する。なお、奨学金給付後、必要書類の未提出や、疾病などによるやむを得ない理由による帰国の場合は原則として半額を、自己都合により留学期間の満了する前に帰国した場合は原則として全額を速やかに返還させる。

## 10. その他注意事項

- (1) 保証人の同意及び指導教員の推薦を得ていること。
- (2) 募集を行っても、本学が留学を保証するものではない。諸般の事情により中止となった場合、自己の責任において解決すること。
- (3) 派遣時の学年により帰国後の履修条件等が異なるので、必ず単位修得状況を事前確認しておくこと。なお、単位修得状況により卒業が遅れる場合は、自己責任において解決すること。
- (4) 選考内定後及び帰国後に健康診断を受診すること。なお、選考内定後の健康診断の結果、留学に際し健康上支障がないと判断された者を派遣対象とする。
- (5) 協定校への手続きで個人に係わる部分（履修登録等）は、各自で行うこと。
- (6) 渡航に係る諸手続き（パスポート、ビザ等の取得）は各自で行い、その経費は個人負担とし、渡航のための旅費、生活費を自己負担できること。
- (7) 事前に外務省の渡航関連情報等により、安全情報その他必要事項を確認すること。
- (8) 派遣期間中、毎月、電子メール等により本学（指導教員、担当係等）への在籍報告及び近況報告を行うこと。また、派遣後は所定の留学報告書等を提出すること。
- (9) 海外留学保険に加入すること。
- (10) 派遣期間中の自身の安全確保について、意識して行動するとともに、事件・事故等に巻き込まれた際に必要な対応について十分に確認すること。